

立川都市計画高度地区の特例の認定及び許可に関する事務規則

(目的)

第1条 この規則は、立川都市計画高度地区（立川市決定）に定める特例の認定及び許可に関する事務について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 検査済証 建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第5項、第7条の2第5項及び第18条第18項に規定する検査済証をいう。
- (2) 建築台帳記載事項証明書 建築物の概要（建築主の氏名、敷地の位置、主要用途、延べ面積、構造、階数、確認済証番号、確認済証交付年月日等）を記録した建築台帳に記載されている事項について証明する書面をいう。

(既存不適格建築物等の建替え等の特例の認定の申請)

第3条 立川都市計画高度地区（立川市決定）計画書（以下「計画書」という。）3の項(1)に係る認定を受けようとする者は、既存不適格建築物等の建替え等の特例認定申請書（第1号様式）及び次の各号に掲げる書類正副2通を提出しなければならない。

- (1) 検査済証（検査済証がない場合は、都市計画の変更について（平成28年立川市告示第370号）の告示の日において、当該建築物等が現に存すること又は現に建築の工事に着手していることを確認できるもの）の写し
- (2) 建築台帳記載事項証明書の写し
- (3) 既存建築物等の建築計画概要書の写し
- (4) 既存建築物等の確認申請書の副本の写し
- (5) 建替え予定の建築物等の敷地求積図
- (6) 建替え予定の建築物等の平面図
- (7) 建替え予定の建築物等の立面図
- (8) その他市長が必要と認めたもの

(既存不適格建築物等の建替え等の特例の認定通知書等)

第4条 前条の規定により認定の申請があった場合は、その内容を審査し、計画書3の項(1)に適合していると認めるときは既存不適格建築物等の建替え等の特例認定通知書(第2号様式)により、計画書3の項(1)に適合していると認められないときは既存不適格建築物等の建替え等の特例不認定通知書(第3号様式)により、当該申請をした者に通知する。

(敷地規模に応じた特例の認定の申請)

第5条 計画書3の項(2)に係る認定を受けようとする者は、敷地規模に応じた特例認定申請書(第4号様式)及び次の各号に掲げる書類正副2通を提出しなければならない。

- (1) 案内図
- (2) 敷地求積図
- (3) 配置図
- (4) 立面図(高さ、壁面の位置及び壁面の位置までの距離が記入されたもの)
- (5) 日影に関する資料(日影図、日影形状算定表、2面以上の断面図及び平均地盤面算定表)
- (6) 公園用地又は緑化地の求積図
- (7) その他市長が必要と認めたもの

(敷地規模に応じた特例の認定通知書等)

第6条 前条の規定により認定の申請があった場合は、その内容を審査し、計画書3の項(2)に適合していると認めるときは敷地規模に応じた特例認定通知書(第5号様式)により、計画書3の項(2)に適合していると認められないときは敷地規模に応じた特例不認定通知書(第6号様式)により、当該申請をした者に通知する。

(許可による特例の許可の申請)

第7条 計画書4の項に係る許可を受けようとする者は、許可による特例許可申請書(第7号様式)及び次の各号に掲げる書類正副2通を提出しなければならない。

- (1) 案内図
- (2) 敷地求積図
- (3) 配置図

- (4) 立面図（高さ、壁面の位置及び壁面の位置までの距離が記入されたもの）
- (5) 日影に関する資料（日影図、日影形状算定表、2面以上の断面図及び平均地盤面算定表）
- (6) 公園用地又は緑化地の求積図
- (7) その他市長が必要と認めたもの
（許可による特例の許可通知書等）

第8条 前条の規定により認定の申請があった場合は、その内容を審査し、計画書4の項に適合していると認めるときは許可による特例許可通知書（第8号様式）により、計画書4の項に適合していると認められないときは許可による特例不許可通知書（第9号様式）により、当該申請をした者に通知する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

既存不適格建築物等の建替え等の特例認定申請書

年 月 日

立川市長 殿

(申請者) 住所
氏名
電話
印
(法人にあつては、その事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

立川都市計画高度地区（立川市決定）における認定による特例のうち、既存不適格建築物等の建替え等の特例に係る認定を受けたいので次のとおり申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

(1) 建築主の住所及び氏名・電話番号	住所 氏名 電話
(2) 代理者の住所及び氏名・電話番号	住所 氏名 電話
(3) 代表となる設計者の住所及び氏名・電話番号	住所 氏名 電話
(4) 建築敷地の住居表示	立川市
(5) 建築敷地の地名地番	立川市
(6) 既存建築物等の建築確認・計画通知、年月日及び番号	年 月 日 第 号
(7) 既存建築物等の計画変更、年月日及び番号	年 月 日 第 号
(8) 既存建築物等の完了検査日	年 月 日
(9) 建築敷地の高度地区	m 高度地区
(10) 建築物等の高さ	既存：最高 m / 建替え後：最高 m
(11) 敷地面積	既存： m ² / 建替え後： m ²
(12) 延べ面積	既存： m ² / 建替え後： m ²
(13) 建築確認申請予定日	年 月 日
(14) 高さの制限値を超える部分の水平投影面積の合計	既存： m ² / 建替え後： m ²
(15) 高さの制限値を超える部分の垂直投影面積の合計	既存： m ² / 建替え後： m ²
添付資料	<input type="checkbox"/> 検査済証（検査済証がない場合は、都市計画の変更について（平成28年立川市告示第 号）の告示の日において、当該建築物等が現に存すること又は現に建築の工事に着手していることを確認できるもの）の写し <input type="checkbox"/> 建築台帳記載事項証明書の写し <input type="checkbox"/> 既存建築物等の建築計画概要書の写し <input type="checkbox"/> 既存建築物等の確認申請書の副本の写し（建築物の場合は第1面～第6面、工作物の場合は第1面及び第2面） <input type="checkbox"/> 建替え予定の建築物等の敷地求積図 <input type="checkbox"/> 建替え予定の建築物等の平面図 <input type="checkbox"/> 建替え予定の建築物等の立面図 <input type="checkbox"/> その他市長が必要と認めたもの

既存不適格建築物等の建替え等の特例認定通知書

第 号
年 月 日

申請者 様

立川市長 

年 月 日付け 第 号により受付けた次の申請については、立川都市計画高度地区（立川市決定）における認定による特例のうち、既存不適格建築物等の建替え等の特例に係る認定をしたので通知します。

1 建築敷地の住居表示 立川市
地名地番 立川市

2 申請建築物等の概要

(1) 敷地面積 m^2
(2) 建築物等の建替え後の最高高さ m

(裏)

(教示)

- 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、書面で立川市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、立川市を被告として（訴訟において立川市を代表する者は立川市長になります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えをすることができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

既存不適格建築物等の建替え等の特例不認定通知書

第 号
年 月 日

申請者 様

立川市長 印

年 月 日付け 第 号により受付けた次の申請については、立川都市計画高度地区（立川市決定）における認定による特例のうち、既存不適格建築物等の建替え等の特例に係る認定をしない旨を通知します。

1 建築敷地の住居表示 立川市
地名地番 立川市

2 理由

(裏)

(教示)

- 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、書面で立川市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、立川市を被告として（訴訟において立川市を代表する者は立川市長になります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えをすることができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

敷地規模に応じた特例認定申請書

年 月 日

立川市長 殿

(申請者) 住所
氏名 印
電話

〔法人にあつては、その事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

立川都市計画高度地区（立川市決定）における認定による特例のうち、敷地規模に応じた特例に係る認定を受けたいので次のとおり申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

(1) 建築主の住所及び氏名・電話番号	住所 氏名 電話
(2) 代理者の住所及び氏名・電話番号	住所 氏名 電話
(3) 代表となる設計者の住所及び氏名 ・電話番号	住所 氏名 電話
(4) 建築予定敷地の住居表示	立川市
(5) 建築予定敷地の地名地番	立川市
(6) 建築予定敷地の高度地区	m 高度地区
(7) 建築予定高さ	最高 m
(8) 敷地面積	m ²
(9) 建築面積	m ²
(10) 延べ面積	m ²
(11) 建築確認申請予定日	年 月 日
添付資料	<input type="checkbox"/> 案内図 <input type="checkbox"/> 敷地求積図 <input type="checkbox"/> 配置図 <input type="checkbox"/> 立面図（高さ、壁面の位置及び壁面の位置までの距離が記入されたもの） <input type="checkbox"/> 日影に関する資料 （日影図、日影形状算定表、2面以上の断面図及び平均地盤面算定表） <input type="checkbox"/> 公園用地又は緑化地の求積図 <input type="checkbox"/> その他市長が必要と認めたもの

敷地規模に応じた特例認定通知書

第 号
年 月 日

申請者 様

立川市長



年 月 日付け 第 号により受付けた次の申請については、立川都市計画高度地区（立川市決定）における認定による特例のうち、敷地規模に応じた特例に係る認定をしたので通知します。

1 建築敷地の住居表示 立川市
地名地番 立川市

2 申請建築物等の概要

(1) 敷地面積 m^2
(2) 建築物等の建替え後の最高高さ m

(裏)

(教示)

- 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、書面で立川市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、立川市を被告として（訴訟において立川市を代表する者は立川市長になります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えをすることができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

敷地規模に応じた特例不認定通知書

第 号
年 月 日

申請者 様

立川市長 印

年 月 日付け 第 号により受付けた次の申請については、立川都市計画高度地区（立川市決定）における認定による特例のうち、敷地規模に応じた特例に係る認定をしない旨を通知します。

1 建築敷地の住居表示 立川市
地名地番 立川市

2 理由

(裏)

(教示)

- 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、書面で立川市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、立川市を被告として（訴訟において立川市を代表する者は立川市長になります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えをすることができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

許可による特例許可申請書

年 月 日

立川市長 殿

（申請者） 住所
氏名 印
電話

〔法人にあつては、その事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

立川都市計画高度地区（立川市決定）における許可による特例に係る許可を受けたいので次のとおり申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

(1) 建築主の住所及び氏名・電話番号	住所 氏名 電話				
(2) 代理者の住所及び氏名・電話番号	住所 氏名 電話				
(3) 代表となる設計者の住所及び氏名・電話番号	住所 氏名 電話				
(4) 敷地の住居表示	立川市				
(5) 敷地の地名地番	立川市				
(6) 敷地の高度地区					
(7) 建築物の主要用途			(8) 工事種別		
(9) 構造			(10) 最高の高さ及び階数	m 地上 階 ・ 地下 階	
	申請部分	申請以外の部分	合計	※(14) 敷地面積に対する割合	※(15) 敷地面積に対する割合の限度
(11) 敷地面積	m ²	m ²	m ²		
(12) 建築面積	m ²	m ²	m ²	%	%
(13) 延べ面積	m ²	m ²	m ²	%	%
	① ()	()	()		
	② ()	()	()		
	③ ()	()	()		
	④ ()	()	()		
	⑤ ()	()	()		
	⑥ ()	()	()		
	⑦ ()	()	()		
	⑧ ()	()	()		
	⑨ ()	()	()		
	⑩ ()	()	()		

(裏)

添付資料	<input type="checkbox"/> 案内図 <input type="checkbox"/> 敷地求積図 <input type="checkbox"/> 配置図 <input type="checkbox"/> 立面図（高さ、壁面の位置及び壁面の位置までの距離が記入されたもの） <input type="checkbox"/> 日影に関する資料（日影図、日影形状算定表、2面以上の断面図及び平均地盤面算定表） <input type="checkbox"/> 公園用地又は緑化地の求積図 <input type="checkbox"/> その他市長が必要と認めたもの
------	--

【注意事項】

1 (13)欄は、①から⑩までを含めた建築物全体の床面積を記入してください。

()内には、次の用途に供する部分の床面積を記入してください。

- ① 地階でその天井が地盤面からの高さ1メートル以下にあるものの住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分
 - ② エレベーターの昇降路の部分
 - ③ 共同住宅の共用の廊下又は階段の用に供する部分
 - ④ 自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）の用途に供する部分
 - ⑤ 専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分
 - ⑥ 蓄電池（床に据え付けるものに限る。）を設ける部分
 - ⑦ 自家発電設備を設ける部分
 - ⑧ 貯水槽を設ける部分
 - ⑨ 住宅の用途に供する部分
 - ⑩ 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分
- 2 ※印のある欄は、記入しないでください。

許可による特例許可通知書

第 号
年 月 日

申請者 様

立川市長 

年 月 日付け 第 号により受付けた次の申請については、立川都市計画高度地区（立川市決定）における許可による特例に係る許可をしたので通知します。

1 建築敷地の住居表示 立川市
地名地番 立川市

2 申請建築物等の概要

(1) 敷地面積 m^2

(2) 建築物等の建替え後の最高高さ m

(裏)

(教示)

- 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、書面で立川市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、立川市を被告として（訴訟において立川市を代表する者は立川市長になります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えをすることができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

許可による特例不許可通知書

第 号
年 月 日

申請者 様

立川市長 印

年 月 日付け 第 号により受付けた次の申請については、立川都市計画高度地区（立川市決定）における許可による特例に係る許可をしない旨を通知します。

- 1 建築敷地の住居表示 立川市
地名地番 立川市
- 2 理由

(裏)

(教示)

- 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、書面で立川市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、立川市を被告として（訴訟において立川市を代表する者は立川市長になります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えをすることができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。